明治三十年五月十八日印刷
明治三十年五月二十日發行

婦人衛生雜誌

第九拾號

私立
大日本婦人衛生會

Digitized by Google
Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

大日本婦人衛生雜誌
第九拾號
目次

講演

●乳齒出齦期發病の話　ドクトル　伊澤信平君

●暖室の話幷に朝鮮の「オンドル」　醫學博士　中濱東一郎君

衛生叢談

●燒傷の處置

●鑛物中毒

●失神の際の處置

●齒牙の養生

●慈母の哺乳障碍

●大日本婦人衛生會記事

●新潟支會記事

●廣告數件

大日本婦人衛生雜誌
第八拾九號
目次

講演

●初生兒眼病の保護に就て　ドクトル　須田卓爾君

●生理解剖學講義（第十回）　醫學博士　坪井次郎君

衛生叢談

●小兒の房室に就て●腸窒扶斯に罹りたる時の榮養法●初乳兒の口の保護●アルコール繃帶の効能●初生兒に沃度ホルム濫用の危險●婦人病●子宮筋腫●月經變常●第一月經閉止●第二月經困難●第三月經過多●熱き或は冷き物は人体に害をなす事●燒傷の處置●疱瘡に就ての質疑●大日本婦人衛生會記事●廣告數件

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

拜啓來る六月五日(第一土曜日)午後一時より麴町區内山下町華族會館に於て例會相開き左記兩君の講演有之候間萬障御繰合せ御親戚御知友御誘引御出席被下度候也

演題　講師

一實扶的里亞病に就て父母の注意　醫學士　丸茂文良君

一未定　醫學博士　大澤謙二君

明治三十年五月

大日本婦人衛生會

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

Digitized by Google

Original from
UNIVERSITY OF MICHIGAN

婦人衛生雜誌第九拾號
（明治三十年五月二十日發行）

講演

◉乳齒出齦期發病の話

ドクトル　伊澤信平君　演說

私は、昨年一回不束なる演說を致したのでありましたが、ソレに御厭ひもなく、今日又講演を御許し下さるのは、私の身に取りまして光榮の至りで感謝に堪えませぬ。斯く皆樣の衞生に御熱心なるに就ては、私も從來腦裡に畜積して居る事で、貴婦人方に御話して利益の有る事は、腹臓なく御話をするつもりで有ります、緣無き衆生は度し難しと言ふ通り、御熱心なる思召のない御方に御話した處が、馬の耳に鐘で、たゞ辯を弄ぶのみの事でさのみ効は無からうと思ひます。然るに斯くの如く衞生に御熱心なる御方々の御集りであるのが、一層喜ばしき事で有ります、就ては是れより齒の養生法の中を、初年、中年、老年と三ッに區別して順次に御話しやうと思ひます。

デ今日は前會に引き續きまして、幼年齒養生法の中の乳齒出齦期發病と云ふ事に就て、御話を仕やうと思ひます。これは乳齒の出ます時に病が發して、隨分危險なる害を御子樣方に生ずる事がある其病の狀態を申上げるので有ります。一体乳齒は天理の法則に從ッて出るので有りますから、之に因て病を發する事は無い筈で有ります。然るに屢々病を起して小兒を害すると云ふ事のあるのは、恰度譬へて云へば御産をなさる御方が、產科醫に

乳歯出齦期發病の話

懸るのは寧ろ稀で御座いませう、たゞ僅に産婆の手を借りて御安產なさるのが、普通なので有ります。然るに今日の講師千葉君の如き先生の度々御出でを要する事が世間に往々あります。小兒の歯の出る時に發する病も矢張りサウ云ふやうな狀態で、此時に病に罹る者は無いやうであるが、又隨分世間に多く在る事で御座います。ソレで乳歯が出る爲めに病を發するは當人の不幸は勿論で有りますが、是れも又平常養育者たる母親の注意の善し惡しにも多少關係する事と思ひます。隨分此病氣に就ては生涯不具の人ともなり、或は甚だしきに至ッては、黃泉の客となるやうな不幸を呈する事も往々有ります、此乳歯が出る爲めに病氣を起して死亡する小兒の數は、私はまだ日本の統計は知りませぬが、數年前の英國の統計表を見ると生れてから十二ヶ月までに死ぬ小兒が百人に付四人、次に生れましてから十二ヶ月以上經過しました時から、三年の間にソレが爲め死ぬ小兒が百人に付七八であると云ふ事を聞きました。又不意に脳とか或は神經とかの病を起して死ぬ御子さんがあるが、ソレを能く調べて見ると、其原因は歯が出る時に起ッたものが隨分多い。西洋の昔の書物に毒歯といふ事が書いて有る。毒歯とは人間に一種の歯が生えて居る、其歯は人のからだを損ふもので有る、ソレを早く拔かないと、終には身命にも懸る恐れが有ると云ふことが書いて有ります。隨分世の中に三寸の舌を以て、人を毒殺すると云ふ事は聞きますが、天理に因て歯が生えて、其歯が人を殺すといふ事は無からうと思ひます。思ふに是れは其書物の著はされた時分は今日の如く文

明の世でもありませぬが故、乳齒の出る時に起ッた病でからだを損ふのを思ひ違へて、毒齒と云ふものが有るやうに考へて、サウ云ふやうに書物に著したのではないかと思ひます。乳齒の出る時は前會に亂排齒の御話の節申した通り、大抵五ヶ月から三十六ヶ月即ち三歳までに上下の齒が揃ふので、其時期が一番危險なる時であります。然るに此年齢に於きましては自分の感覺を人に訴へる事は出來ない。痛いとか痒いとか云ふ事を人に話する事は出來ぬ時でありますから、何事も斯うだらうとか、アヽだらうとか、傍から想像するに過ぎませぬ。近頃は小兒科も巧みなる診斷法で診斷して、別に小兒の言葉を借りないで癒す事が出來るが、昔漢方の治療法ばかりの時分は、今日の如く治療法も進んで居らず、小兒は唯泣くだけて、少しも病氣の分らない事が澤山にあッて、完全なる診斷をすることが出來ないので、小兒科と云ふことを、――小兒は物を言ふ事が出來ないので有るから、啞と云ふ字を書いて啞科と申しました。是れ位ゐに小兒の病氣は解らないものと昔はなッて居ッた、ソレ位ゐのことで有りますから、小兒に病氣の起ッた時は、常に小兒を養うて居る人か此年齢では摸樣に因ては齒が生えるので有らうと云ふ事に御注意なすッて、ソンな事から他の部分を害する病氣の起ッたときは、申し換えて見れば乳齒を早く出すやうにして、可愛い御子樣を生涯不具の身、或は黄泉の客となる樣な不幸に陷らないやうに御注意なさらなければならぬ。次に乳齒の出る時は外から見た處はドウ云う工合であるかと云ふ事を御話致します。

乳齒の出る間近かにあれば、唾液が澤山に出て參るやうになります、ソして齦が痛いやうな、痒いやうな感覺が有ッて……　私共も昔一度はサウ云ふ事が有ッたので御座いませうが、生憎今は覺えて居りませぬ先づサウ云ふやうに、齦がむづがゆい處から兎角口の中に手を入れたがるやうで、傍に附いて居る人が齦を擦すッて遣るとチッとして居るやうになる。モウ一層間近くなると、齦に赤みを持ち、齦にもからだにも熱が出てソコが固くなります、又モウ少し近くなると、齦が壓迫の爲めに白くなります。又サウ云ふ風に白く腫れ上ッたのが惡るくすると、瘤の樣にある事か有ります又瘤の樣になッた部分が爛れるやうな事が有ります一体齦と云ふもの丶造構は他の柔軟なる肉とか皮膚とか云ふものより固いもので有りますから、少し位ゐ刺戟しても病氣になるものでは有りませぬ。而して肉などを推して見ますると、多少痛みを感じますので有りますが、健康の齦なれば痛いりのではない。併し一旦病氣になッて焮衝でもすれば矢張り痛い。齦が斯樣に腫れて爛れるやうな場合には小兒が乳を飲む事を嫌ひます。其時に傍らの者は乳を召し上らぬのは、ドコか身躰が惡るいのではないかと云ふ感覺を起して、齒が生ゐるので有らうと云ふ事には一向心付かず、外に向ッて手當をする事が有る。是れは少し注意をしなければならぬ、僅かの注意をすれば齒の生ゐるので有るか、からだの病氣で有るか位ゐは分らない事はないと思ひます。外の病氣なれば、胸に一抔支へたとか吐くとかなんとか、ソコに故障が有るのでありますが、併し齦の痛む爲めに乳を嫌ふので

なれば、兎に角口に入れる御試みは有るので御座いますが、乳房が齶に觸れると齶が痛いから口に入れるのを嫌うのでありますから、ソコの處を見分けるやうに注意しなければならぬ。

其外齶から起る病には、下痢の起る病には、下痢を起します事が有ります。少しく尾陋の御話になりますが、下痢を起すに就て早く癒さうと思召すと、強い下痢なれば勿論充分の手當をしなければなりませぬが僅かに緩む位ゐのことなれば、僅かの事を手當して止めると、却て御子樣方の齒の出るのを害する事が有りますから、少し位ゐの緩みましたのは捨てゝ置く方が、齒の出る爲めには宜しいので有ります。ソコの處も能く御注意なさらなければならない。

乳齒から病氣になるのは、齶の一方とか、或は両方の齶が眞赤になッて來る事が有りますが、是れは神經病がソレが爲め起ッて來たといふ證據になる事で御座います。ソレから又頰とか頭とか、身體中の曲節に發し物がするとか、又口とか唇とか若くは頰の内面がウジャジャけるとか、鼻の先きか痒くなるので、屢々鼻の先きに手を遣ッて搔くやうになる其外肉が引き攣れるとか、眼の瞳子が擴がッて大きくなり、ソレが爲め安眠を妨げる御休みになッても屢々目を覺まし易いとか、御口が乾くとか食物を召し上らぬとか、先づ以上述べましたのが齒の出る時に起る病で有ります。是れ等の病は前に言ふた、輕症下痢とか、或は齶の少しばかり爛れるやうなことゝは違ッて、隨分齒の出るときに起る病としては、重い方の病氣でありますが、これがモウ一層強くなると、萬事に就て

癇癪を起すとか、眠ッても唸るとか、又目を覺せば叫んで居り、傍から慰めると玩弄物を放り出すとか、又養育の方を打つとか、引搔くとか云ふ樣に御癇氣が募るとか、ソレから又視力にも差響きがあるやうで、其病氣が起ると、屢々眉を御寄せになッて、なにか光線に堪へ難いと云ふ樣な風に見ゑる。或は耳を引張るとか、頭の毛を引張るとか云ふ事をする斯樣な事も一ッの診斷になります又食物を消化す處の消化器も、常とは異ッた容躰に爲ります。即ち食物を余り好まぬとか、ソレを無理に強て御上げなさると、吐瀉するとか、胸が惡るくなるとか、下痢を起すとかして、サウ云ふやうな事が段々募ッて參ると、遂にからだが衰弱して絶命する事が有ります。併し是等は早く注意をすれば癒るのが何より恐ろしきは神經病の起る事で有ります、其中にも身體の神經が閉ぢて、物事が御解りにならなくなるとか、或は腦膜炎を起すとか云ふやうな事になると是れは最早御死になさるに近いと申しても宜しい位ゐで、甚だ危險なる塲合で御座いますから、余程御注意なさらなければならない。譬へて見れば、神經と云ふものは恰もからだの中の電話線で、腦は電話交換局と認めて宜しいので御座います。今日は電話を以て東京から横濱までも事を傳ふることが出來るので有るから、ソレど同じやうに齒から腦の交換局に事柄を傳ゑるのは、別に不思議もないと云ふ事は今更私が喋々と述べませんでも、貴婦人方は已に御承知になッて被爲入る事と思ひます。人間のからだも此理由と少しも異りませぬから、齒が病氣の爲めに、腦とか或は其他の病氣を惹起すのは

横濱から東京までの如き長い距離では無い、唯僅かに齶から脳其他に傳えるのは、寧ろ普通の事と思ひます、斯くの如くからだ中に電話が傳ッて居るから、一ヶ處に病があると他の部分へまでも關係を及すから、平常健康を計らうと思ふなれば、チヨッと僅の部分故、左程大騒ぎをするには及ばないなどヽ云ッて捨てヽ置きますると、遂に不治の病と爲るやうな事が有りますから、たとへ僅かの病氣でも注意が肝要で御座います。弱り目に祟り目と云ふ事が有りますが、譬いていへば、品行の方正なる人は、讒言の附け入る隙が無い。病も平常健康の者には附け入る事が出來ない、齶の病が幾らからだを冒さうと思ッても、身躰が之に張合ふ處の力が強くあれば、なか〳〵冒さるヽものではない。ソレ故平常身體を健康にして、病に冒されぬやうにするのが、薬より何よりも肝要の事で御座います。

平常健康を計る小兒の衛生法に就て肝要なる事は專門の先生方より立派なる御話を度々御聽きになりまして、既に御承知であらうと思ひますが、序でゆゑ私も小兒の健康を保つに就て、大畧の御咄しを致さうと思ひます。先づ第一に肝要の事は食物の注意、御召物の注意、御住所の注意、或は其近邊の御注意、次に適當の運動とか云ふ事が肝要で御座います。其中でも最も食物の注意が肝心と思ひます。小兒に御齒が一、二本御生えになりまするや、是れは最早固い物を食べさする爲めに生えたのであると云ッて、急に食物を與へる御方が有りますが、これは甚だ宜しくない事と申さなければならぬ。何故かと云ふに、今まで流動

体の乳の如きものばかりを召上ッて居ッた處に、急に固い物を食べると、兎角ソレから胃を惡るくするので、齒は物を咀嚼する爲めに生えるのでありますから、固い物を御上げになッても宜しいが俄に食物の性質を變へないで、段々に御上げにならなければならない。急に食物の性質が變ると病氣に罹り易いので御座います。

次に召物て、是れは申すまでもなく、清潔の物を着せなければならぬのは當り前の事で御座いますが、併ながら御當人に如何程清潔の物を御着せ遊ばしても、ソレに附いて居らるゝ方々が不潔の着物を召して御出でになッては少しも効はないが、之に關係する者は悉く清潔にしなければならない。ソレから住所も例へば大廈高樓でも、自然に空氣が不潔だとか、大氣の流通が惡るいとか、太陽の光線が這入らないとか云ふやうでは役に立ちませぬから、其邊に注意なさらなければならぬ。

次に精神を安らかにさせるのが、小兒には最も肝要の点であります、成るべく御休みになる時は靜かにして、余り物に驚く事などのないやうに注意しなければならない。其休ませる方法も西洋では床を上から釣ッて、ソコに小兒を寐かせると、床を始終搖ひ動かすことが出來て、運動になッて大變に宜しいと云ふことを申しますが、併なから是れも余り利益の有ることゝは思はれませぬ、運動と云ふことを申しますが、運動は、戸外運動を適當に致せば宜しいので有りますから、殊更にあんなものに入れて休ませんでも宜しい。ソレよりは矢張り日本固有の綿蒲團を厚く入れるとか、或は西洋臥褥の動かないものに寐かすのが宜しう御座

Digitized by Google　Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

います。其他抱樣の惡るいと云ふ事に就ては、既に御話が有りましたらうから、別に玆では申しませぬ。其外小兒を叩きますが、此叩くのは御子樣方が御むづかりでもなさると、御可愛い余りにまるで鰻屋の團扇でもあるやうに、バタ〳〵と御叩きにありますが、斯樣に御叩きにありましては自ら泣きの止まるものではない。ソレよりは靜かに御膝の上に載せて、御摩りにでもなりました方が宜しい、何も脊中などをバタ〳〵と叩くには及びませぬ。是等は言ひ換へれば、精神の安寧を妨げる樣なものであります。世の中が開明に進むに從ッて精神を靜かにしあければあらぬ。ソレでなくとも當今の小兒は、智識の發達が早く、身體の發達が遲いと云ふ位ゐて、是れは西洋輸入利益中の不利益の事と思ふ。御子樣方の智識を發達させても然程の利益は無いので、御小さい中は空々寂々に育ッて被入つて、後來社會に立ッて充分の智識を要する時に、遺憾なきやうに育てるのが、母親の義務で有りますから、成るたけ小兒の精神は安靜に保たしめなければならない。ソレ故乳歯の出る時の病氣の御話しを致すと申しても、其養生法は、通常小兒を御養ひにあるのと別に異ッた事はない、詰り小兒科の先生方に御尋ねになッて、其御說を採用さるれば差支ないと云ッて宜しい。其上で病氣が出ましたのは、御當人の御不幸でございますから、手前味噌を申すやうで甚だ恐れ入りますが、齶の病氣なれば、一應歯科醫の診察を御受けになる方が宜しい。併し若し全身病に係はッた事では。治療が出來兼ねますから、其時は何々の專門醫に、治療を御賴みになッた方が宜しいと

申し上げます。兎に角成るべく早く小兒をして苦痛を免かれしむるやうにするのが肝要で御座います。甚だ不辯舌なる御話で定めて御退屈と思ひます。

◉暖室の話幷に朝鮮の「オンドル」

醫學博士　中濱東一郎君演說

昨年十二月の例會にて丹波敬三君が日本火鉢の衞生上利害に就て講話がありましたが火鉢に炭をつぐにわたり火のよくおこッた處に黑い炭をつぐと彼の有毒なる酸化炭素が出來若し一たびあかくよくおこりたる炭火を入れば此の瓦斯を發生することあるゆへ此等にさへ注意すれば煖爐に比較して火鉢は不健康のものでないとの御論でありました。

さりながら是は炭をおこすことによく注意せざれば其通りに參りませんで火鉢計りで日本風の坐敷を十分に煖めることは甚だ六ケ敷ものであります。

さて冬寒さに當り居室を煖むるは人の健康を保護するに缺くべからざるものなれども大概は只炭薪のみを賴とし外に天より自然に與へられたる温熱あることを忘れたらん有樣であります然し人々の之を知らぬわけではなく只之をよく使用しないのであります、若し能く日のさし入る南向きの室内に居るときは朝太陽東より出るや直く其光と温とを室内に射入し午後迄も同し樣にして其日温は室内の空氣を壁、疊、諸道具に至る迄悉く煖め又此の物は日暖温を吸ひ込みまして久しく暖熱を貯へ夜間に至る迄暖氣を帶び殆ど人工に室を煖むる

要を見ざることあらん、若し之に反して終日日光の入らざる北方に面したる一室内ならば頗る寒冷にして盛に室を煖めざれば甚だ不快なるものなり。又種々の「バクテリヤ」就中病原菌「コレラ」腸チーフス」等の病原の如は日光に觸ることを久しからずして皆死滅するしか爲めに日光は消毒の効あるのみならず黴も亦容易に發生せざれば克く日光の射入する室は衣服、書籍、圖書等を貯藏するに最も適します、又人は日光を見れば精神開濶、爽快となり氣力亦た振ふも終日太陽の光を受けざる室内にあらば精神沈鬱、不活潑となり平生の事業に倦み易く且斯る室は濕氣多くして物品に黴を生し、諸種の病原菌は好んで生存、増殖するが爲めに人の健康には頗る不利益であります

左れは巧に日光日温を利用すると否とは直接、間接に人の健康に利害を及ぼし一家の經濟にも大關係を有せば家屋を新築せんとし或は借家を求めんとなすものは家屋の方向、位置、間取等に注意するを要す殊に老人、小兒の如き若は血氣盛んなる人に較ぶれは多く温暖を要するものには可成南向きの座敷を居室とするも宜しとす、されども世間にては冬暖く夏冷しき一家の最上の室を客室として却て家族の居室に頓着せぬ人あり、來客は大概暫時にて歸り往くも家族は三百六十日常に此内に起、臥し、執業するものなれば室若し不適當なるときは遂に健康を害し一家の不幸を釀すことあらん、但し客室を不潔とし其の位置も亦不良なるは來客に對し不敬なるは素よりなれども殊更に之を壯觀となさんとて家族の住室の不潔、狹隘なるをも顧みざるは大なる誤りと云ふべけれ。

暖室の話幷に朝鮮の「オンドル」

右の如く日光は天與の大温原にして之を取るも盡ず、之を用ゐるの限りあらずして其効力著しく去れども酷烈の寒氣を防ぐには日光のみにては不十分にて人工にて室を煖むるを要す、

人工煖室法の最も簡短なるは本邦の農家は勿論國内一般に用ゐらるゝ圍爐裏、火鉢、炬燵等にて薪炭を直に其中に燃すものあり、此等は燃燒によりて發生する有害瓦斯室内に漏れ人の健康に害あるべきなれども、日本の家は障子の間隙又は天井、床板等の間より空氣自由に出入するを得ればさまで著しき害なきも西洋風の家屋に之れを用ゐば忽ち眩暈頭痛より甚しきは氣絶卒倒を起すことあり。

圍爐裏又は火鉢にて日本風の家屋を十分に煖めんには多量の薪炭を燃熱さなければならず、薪炭を多量に燃せば有害の瓦斯亦多く生して室内に滿ち種々の障害物をひきおこすべし、凡そ世界何くに行くも寒氣激烈なる地方に住するものは自ら適當なる煖室法を工風し温和の地に生るゝものは防寒の法に拙なくして却つて暑を避くる方策に長す北歐羅巴の如き嚴寒なる地に住する人か冬會々温氣ある伊太利國に漫遊すれば寒き鄕里よりは却て凍ゆることありといふ、明治廿七八年の戰役我軍の滿州に入るや土人の家屋は日本に比すれは防寒の用意遙かに具はり(朝鮮國と同しく滿州にて「れんどる」を設く)ありて大に便利を得たりといふ、本邦にても北海道にては窓牖に二重戸を設け、戸障子の兩側は柱に設けある縱溝に嵌り其間に隙を殘さゞる樣になしあり又我北國にては夜る圍爐裏の火を滅して多く小孔ある蓋を其上に置き夜具を其處にしきて眠り或は

四方閉鎖したる少さき一室内に藁を推積み重ね置きて寢部屋とする等不完全ながらも關東、中國及西南各地にくらべは寒氣を防く裝置やゝ具はるといふへし一般に日本風の家は寒氣を防くには不完全にて冬は多くは不愉快なれども夏は之に反して四方を明け放しては冷風自在に室内に入り其快よきこと西洋風の家屋にまさる、總じて日本風の家屋は暑を避くるに適するものにして日本の位置より考ふれば古より自然に進歩發達して今日の姿になりしならん、左れば冬日本風の家屋を良く煖めて寒さを凌き得る様に造らば我國の家屋は我國の風土に最も適したるものとならん。

今ま眼を轉じて朝鮮、滿州等の煖室法を見るに此の諸國にては一般に一種特別の煖室法を使用し朝鮮人は之を温突といふ、此方法といへども不完全の箇處なきを得ざれども我國の火盆、炬燵、圍爐裏に比すれば、遙に優りたる所あり今日に至る迄日本に之を用ゐざるは寒氣の激しからざる爲ならん乎。

◎温突の由來と其構造

温突は滿州と朝鮮に汎く用ゐらるゝ煖室法にて一説に今を距る二百五十余年前朝鮮國、肅宗大王の世に發明せられたりといふ。東一郎案するに此種の煖室法は殆ど二千年前羅馬帝ヲーグストス時代已に羅馬人の使用せしものにて近世に至り殆んど忘却、廢止せられたるものなり、今舊記によりて其構造法を調べ或は古羅馬帝國たりし歐州各地にて地中に埋れる、古代の住屋、浴室の類を堀出して見るに現に此の煖室法の設あるを目擊したり、之を朝鮮の温突に較べば一般の設計も煖室の方法

第壹圖

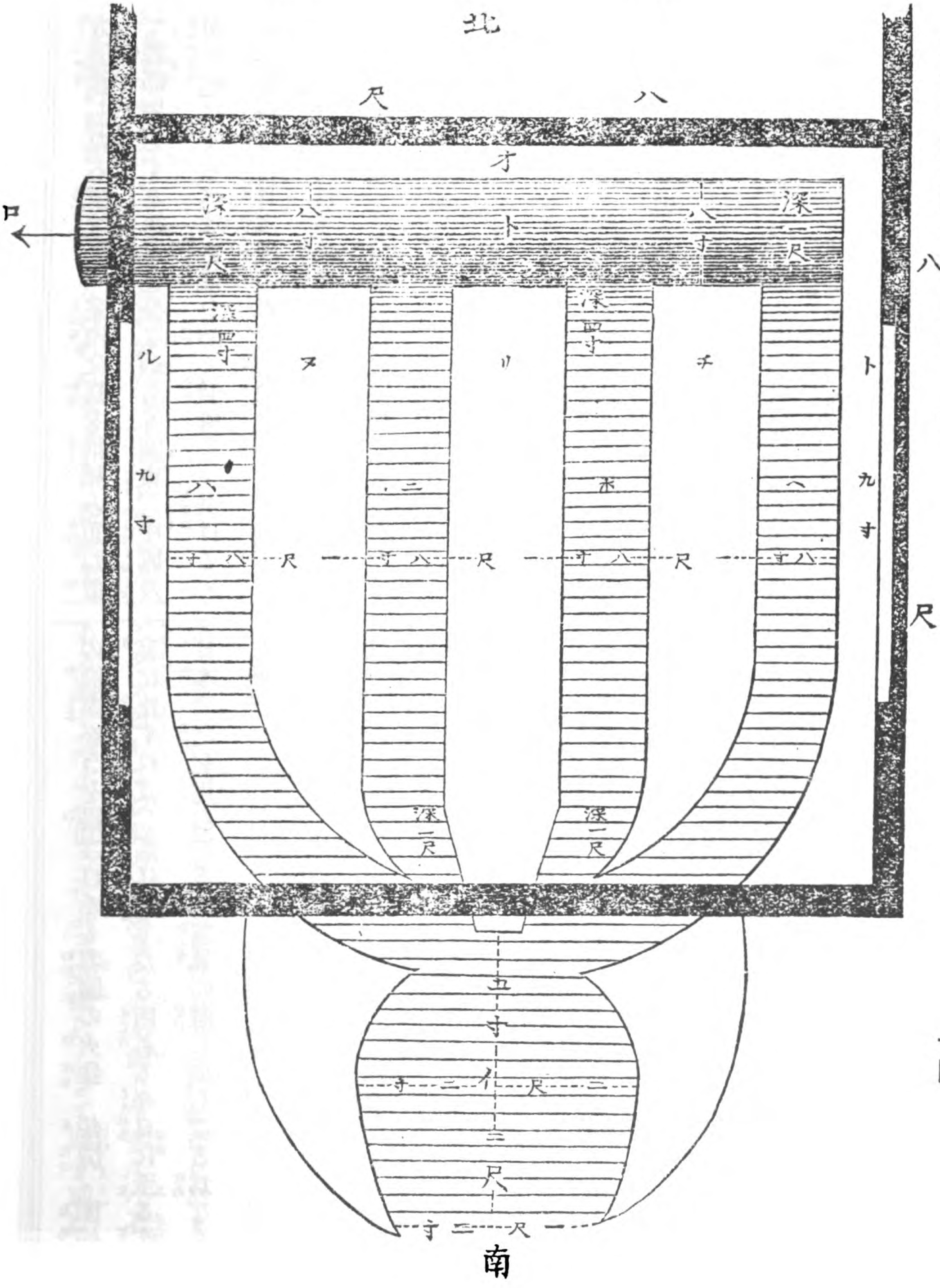

も悉く同じく唯其の異なるは温突の方粗末にて不完全なるのみなり。

左に記するは朝鮮京城海防營の温突にて陸軍三等軍醫前田龍氏が取調べたるものにて其室は方八尺

第壹圖　一面に焚口(イ)あり(ト、ホ、ル)は土にて築きたる堤にて巾凡そ九寸高さ地盤より凡二尺五寸、(チ、リ、ヌ、)の三個も亦堤にて巾壹尺高さ前に同し堤は瓦石又は煉瓦と土とにて堅固に築かれ、此七個の堤の間には横縦に通へる溝ありて溝の巾は各八寸位、其の一方は焚口(イ)に又一方は煙　孔(ロ)に通ず、溝の深さは焚口にては一尺なれども北の方に行くに從ひ漸々減じて遂に四寸となる、されども(チ、リ、ヌ、)及び(オ)の堤の間にある横溝は巾八寸、深壹尺にて此溝の西端は外壁の下にて煙　孔(ロ)に終る、

此堤の上に薄き石板を厚凡二寸乃至二寸五分(第二圖の(イ)

第二圖

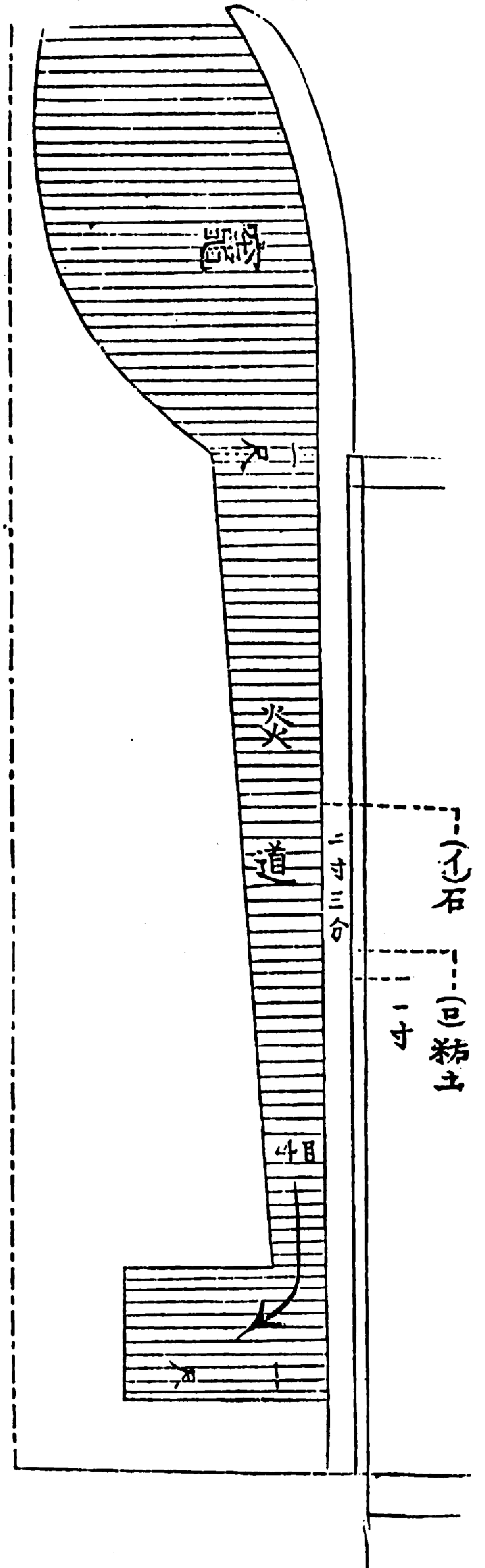

を見よ）を置きて溝の上蓋とし其上に粘土を塗り、其厚さ凡壹寸(ロ)又其上に厚紙を貼り更に其外面に油箪をはる是れ温突の構造方なり

家の四壁は概ね石と土とより成り、室の内面は常に厚紙を貼り一個又は二個の窓を具ふ、壁の外面は概ね粧飾をなさず築造に供したる石と土とは直に外に顯る、家根は瓦葺、藁葺の二種あり京城の家は殆と皆瓦葺なれども釜山、仁川等にては大概藁葺なり

||朝鮮の家には室毎に必す温突を

第三圖

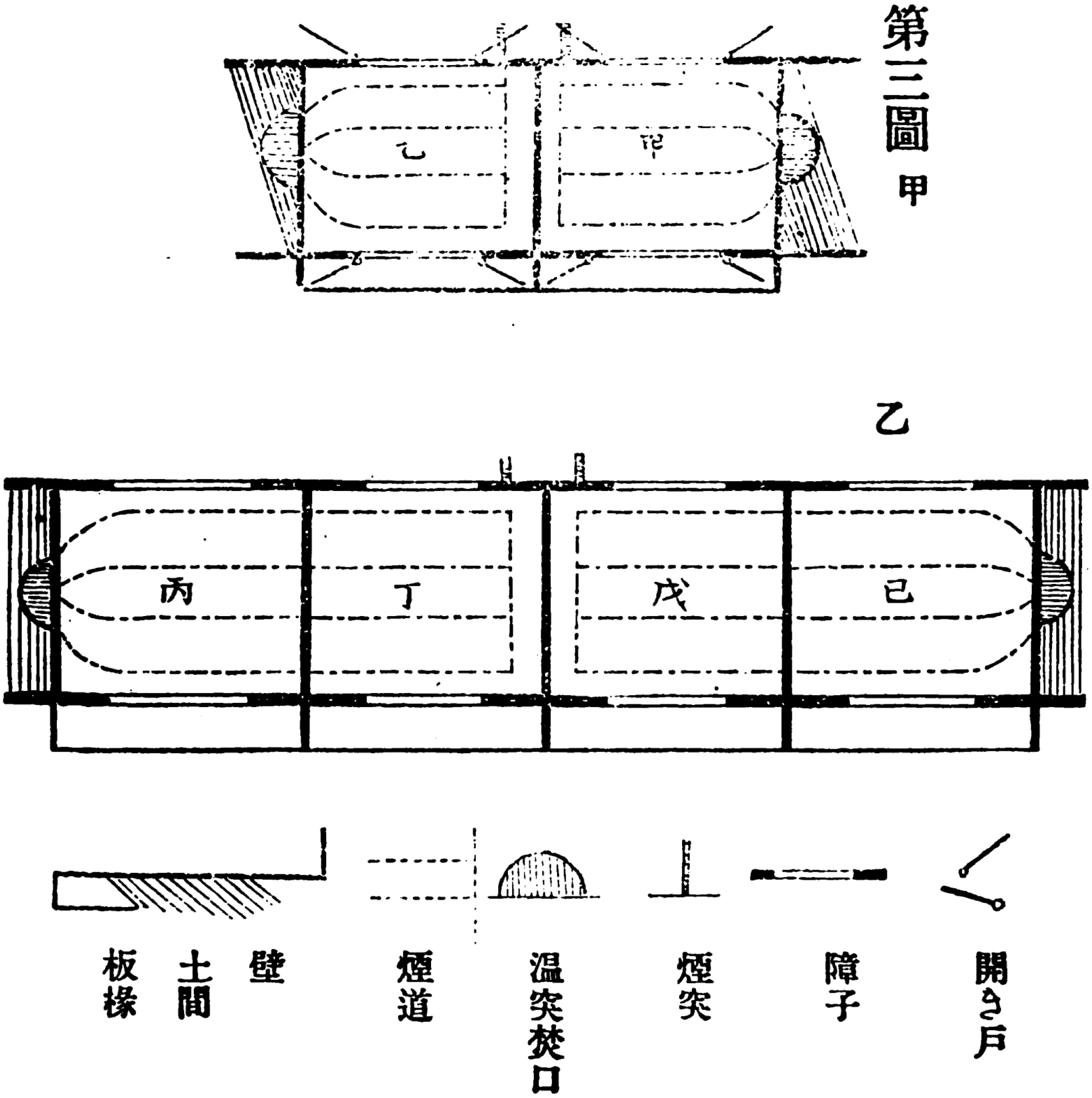

第四圖

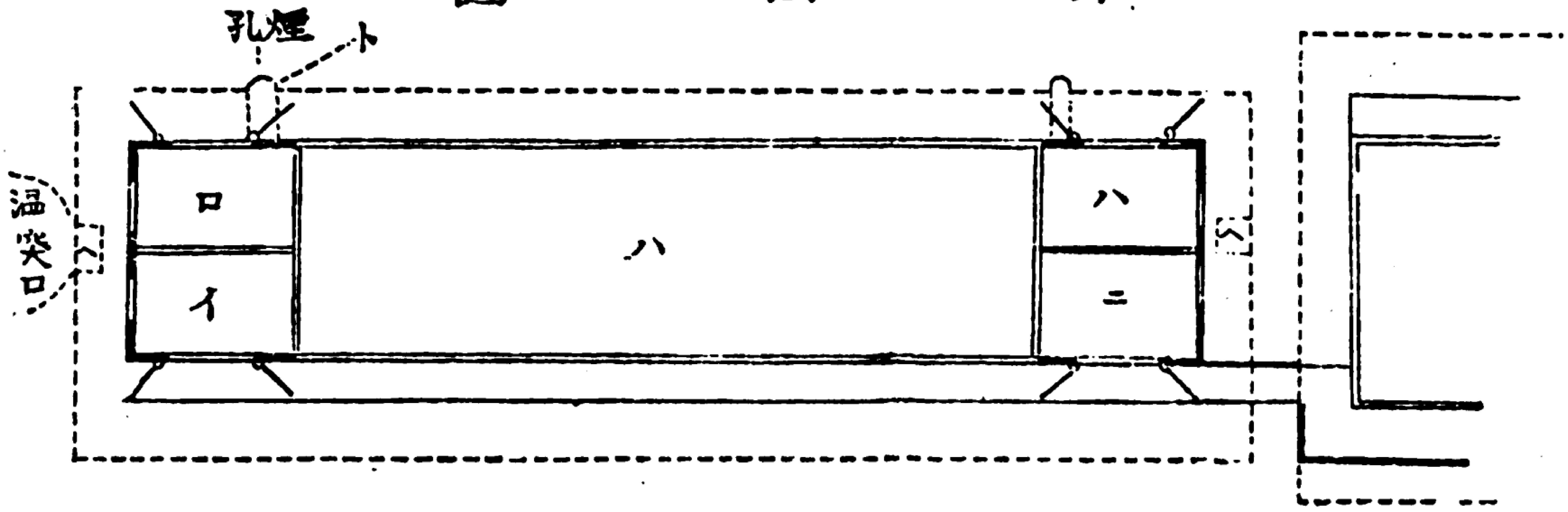

具ふといふにあらず普通一家屋にて若干室はこの設なきものあり、又温突一個にて一室を煖むると二個の室を煖むるとあり、第三圖、甲、乙を見て知らん。

第四圖は京城衛管内清憲堂の略圖にして一個の焚口より二個の室(イ、ロ)又は(ハ、ニ)を煖むものにて中央の一室(ホ)は事務室にて温突の設なし。

東一郎か昨年朝鮮漫遊の際屢々之を試みたるに温突室に入れば暖氣著しく、衣を薄ふせざれは暖氣の爲めに却て不快を感ずる程なりき、室内の諸器物、四壁に掌を觸れは皆暖く殊に著しきは床の表面なりき又燃燒の際に生する煙又は不良の瓦斯は全く室内に漏れることなかりし等は頗る心持よかりき。

●温突の燃料

温突に最も宜しき燃料は枯草なりといふ、石炭は煙煤多く多年あらずして床下の煙道を塞き且つ火力強きに過きて室内の油團又は臥具を燒くことあり、木材も亦石炭に類して宜しからすといふ、嘗て我兵從軍して遼東にあるや多くは温突の用法を知

る人あれば此國の極寒を凌かんとて余り多く木材を燃したるため夜半布團に代用したる毛布に火移りて臭氣甚しく床面は强く熱して手を觸ること克はざる程になりたり、されども俄に冷すこともならざれば人々は寒さを忍び家の外に出て丶雪中に一夜を明したることありといふ。

元と朝鮮には山林取締の法なし、國內の僅かな地方を除けば其他は概ね森林に乏しく、樹木を濫りに伐り倒し又は盜み伐りて少しも栽培することなく偶々山谷に幾木を發見せば人民は爭ッて之を伐り、之を伐り盡さゞれば止まず、朝鮮の木材に不足するは地味の不良なるが爲にあらずして取締のなきに基くと思ふ、夫れ故若し溫突に木材を燃す必要あらば木材の需要多きに由り忽ち其缺乏を生ずべきに枯草の溫突に適して多くの木材を費やさゞるは實に天の妙工といふものならんか、草は何處にもありて朝夕一回宛枯草を燃燒すれば室內は晝夜共に適宜の溫度を保つといふ。溫突は又日本風の家屋に伍して建設するを得又溫突の焚口を竈として庖厨の用に余りたる火力にて煖むるものありき是れは便利にして經濟ありといふ。

◎衛生上の利害

溫突も亦他の煖室法に類して缺点あり、此缺点を除かざれば最良のものといふを得ざれども日本の火盆、炬燵等に比較れば遙に優り若し朝鮮の如き寒氣强き地にて溫突なければ寒さを凌くに甚た困しむことならん、本邦の居留民の冬になれば必ず之を用ゐるを見ても防寒の一要具たるは明かならん。

溫突の長所を述ふれば、第一、燃燒瓦斯を室內に

漏さず、第二、室を不潔とせず、第三、温突の使用に注意せば熱さに過ぐることなし、第四、室内の空氣を一様に煖む、第五、此法の最も心持宜しきは床の煖きことにて、普通の煖室法にて煖められたる室は床は常に冷へ殊に日本風の家屋にては寒き北風吹き來ることあらば床板の隙間より疊の間を經て寒風室内に入り甚た不愈快のものあり、此時には幾多の火盆あるも床を煖め又は吹き入るゝ寒風を煖むることを得ず、坐布團を用ゐば少しは之を禦ぎ得べきも此上に坐する初めは冷かにて愉快とはいゝ難し、人の躰温にて漸く煖められたる後初めて快よきものあり、「フラ子ル」綿「フテ子ル」等の坐布團を用ゐば稍々此不快を減すへきも絹布製の坐布團は不適當のものあり、之に反し若し温突を用ゐば床は最も暖温にて室内の空氣も最初煖めらるゝ所は其最も下層あれは此室に入るものは其下肢暖温にして頭部は比較的寒冷となり精神よきものなり、加之ならず煖められたる下層の空氣は比重輕くなれば徐々に上昇して天井に達し、天井に達したる空氣は次第に冷へ、冷ゆれは其重さを増すために漸々に下行して床に達し茲にて再ひ煖められて復た上行す、斯く室内の空氣は始終上下して間斷あることあく之れが爲めに空氣は殆と一様に煖められ普通の「ストーブ」の如く專ら空氣の上層のみ煖むるものに比較すれば遙に優るものなり。

温突の長所は右の如し、今其短所を說せんに第一温度を正しく加減することあたはず、一朝誤りて甚しく熱するも速に冷すことかたし、第二、夏季濕氣を招き易し、日本の人には温突に此性質ある

を知らぬものは温突室内に敷きある疊又は絨毯速やかに濕ひ、間々黴を生するを見て驚かぬはなしといふされば、韓人は夏季暑中にても少くも一月一回は濕氣を拂ふ爲めに温突に火を點すといふ、右の濕氣は地盤より床面の土に昇り來る水分あれば温突を使用するの要なき盛夏の候といへども時々火を點ずるか又は水を吸收ことなき「セメント」三和土等にて床面と堤とを築けば此の患なかるべし。

現今韓人が使用する温突は極めて粗惡のものなれども尚は右に記したる長所あり又多少缺點あるは止むを得ざる所にて他の煖室法にも免れざる所なり、左れば焚口に火爐を設けて燃燒の遲速を計り隨意に火力を增減することを得ば温突は最も佳良なる煖室法の一とならん。　（畢）

衛生叢談

◉燒傷の處置

患者渇を訴ふるときは温暖なる興奮性の飲料を與ふべし（即ち茶珈琲等）何となれば劇しき火傷后は體温直ちに下降を始むればなり而して后衣服を脫除するには大なる注意と謹愼を以て處置すべし衣服を脫除するには鋭利なる剃刀又は鋏を以て注意して悉く衣服を截斷し自然に離剝するに至らしむべし又水胞を破開す可からず。

甚だ蔓延したる火傷は患者殊に小兒には僅少の疼痛をも感知するを以て充分安靜ならしむべし患者深く呼吸して只水を飲まんとを乞ふ者は死に迫らたるものなり。

人若し石灰坑に陷落する時は及ぶだけ之れを速かに引き出し多量の水を注ぎ或は若し近傍に河、池あるときは石灰を洗滌し去るため之れを水中に投入すべし

人若し酸類即ち硫酸、硝酸、鹽酸等を注ぎ掛けしときは多量の水を以て之れを洗滌するの外何れの時に於けるも手近にある炭酸曹達、石灰水、軟石鹼等を以て衣を中和せしむべし

燒傷に於ては一水胞と雖も破裂せしむべからず、何となれば上皮層は裸出したる下皮層に向て最改良の防護を形成すれはあり最良なるは水胞甚た緊張するときは水液を流出せしむるが爲め針を以て刺すべし

●鑛物中毒

古へより金屬を種々の藥劑と致しまするは諸君方既に御存知の事と信します漢方家は其中水銀を多く賞用しました當今に至りまして西洋の藥劑も諸種の金屬を以て製せられますが此藥劑は單に純粹の金屬を人に使用するのではありませぬ化學に依て他の分子と化合させまして鹽類と致して藥劑に用ふるのであります併しながら藥と思ひ之れを多量に使用致しまするど藥反ッて毒となりまして種々の中毒症狀を現はすものであります目下鑛毒事件に世人耳を傾けらるゝ際であります故に二三の普通醫家の使用致す金屬藥の中毒症狀を諸君に申上け様と思ひます一寸した御話しが昔時支那で毒害を致しまするに鴆と申鳥の羽を酒に浸して其酒を飲ませ人を殺したと歴史に記載致しておりますが此鴆と申鳥の羽にはアルセニックと申す金属の如き毒物か含まるゝ故に此毒か酒に融解して中毒

を起したるものであります其他錫で製したる茶器に酒を浸し二三日を經まして其酒を用ひて中毒を起さしめたり又水銀や鉛を毒殺に使用したと申すとであります

第一　銅鹽類の中毒症狀

純粹の銅は粉末と致しまして水に入るゝも容易に溶解致しませぬ唯其水が銅臭を帶ぶる位であります銅が水に溶けませぬうちは之を少し位服用致しましても胃の鹽酸で溶けませぬ故に大したる害はなきものであります（但し朝夕之れを飲食致しまするとは危險であります例へば小兒が誤ッて一厘銅貨を嚥下しましても自然に肛門より出づるとありますれば害はなきものと思ひます然しながら銅の化合物となりましては毒を發します

醫家の用ひまするは銅と硫酸と化合したる硫酸銅一名丹礬であります之は水に容易く溶解致します故に溶液として又は其儘にて使用致します濃き硫酸銅溶液を身体に塗布致しまするとき其部分に炎症を起します例へば粘膜に濃厚なる溶液を塗布致しますれば疼痛を感じ腫れ一時充血をなし終に組織に瘢痕を來たします稀薄の溶液は之れに反して收斂の効を奏します（收斂の効とは加答兒ありて液の分泌亢進致したる時に之を用ふれば液の分泌を減退せしむることであります）又内服致しますると身体の蛋白質と抱合して軟き痂を生じ尚は其上に嘔吐を發します又吐せずして腹中に行けば腹を刺戟致しまして下痢を起します又蛋白質と抱合せざる藥劑に製して皮下又は靜脈中に注入しますれば筋肉と心臟の痲痺を起し兎の如き嘔吐を催おす動物に於きましては腦を興奮致し嘔吐物に恐れ

激しき運動を爲し躁暴となり器具を嚙み散らします

第二、鉛塩類の中毒症狀

我國に於きまして古來婦人方の使用せらるゝおしろいは鉛の化合物でありまず此おしろいは平常用ふると多きが爲めに人によりて其中毒せらるゝと屢々聞く處でありまず故に當今にては無鉛おしろいなど諸種の改良おしろいを製造致すに至りました此鉛は水に溶けませぬけれ共久しく用ふれば慢性の中毒を起しますこれは矢張り血中吸收せらるゝ爲めであります例へば活版職工は每日鉛を指で取扱ひ居りまして此指より口に付き吸收され又畫工や役者はおしろいを甜めたり全身に塗りたり致しまず故に毒を受けます

鉛口中に入れば硫化水素と化合致しまして黑色の物と變じ齒の根に沈着致しまず胃中に入れば身体の蛋白質と抱合する外に血中に吸收されまして腹痛を起し腹部は陷沒し頑固なる便秘をなしその上腦症狀を發し慢性の癲癇樣の痙攣を起し又は時々發作性に盲となり諸關節又はその周圍の筋肉に疼痛を覺へ或は筋肉收縮を起して手足など曲りたる儘になり止まるものであります其他蛋白質と抱合せざる藥となし皮下又は靜脉中に注入致しますれば急性の中毒を發し筋肉の痲痺を起します

第三、水銀塩類の中毒症狀

水銀は甚く氣發性のものでありまして之れを空氣中に放散致しますれば蒸發致しまして人が吸ひ込みて中毒を起すとがありまず鑛山の仕事を爲しまする職工は此水銀にて他の鑛物を溶かし再び火に焙りまして水銀を蒸散致しまするときに其氣を口

中に吸ひ込みて毒に中るヿがあります其他鏡製造人や寒暖計を造る人も屢々中毒するヿがあります醫家の用ひまする水銀化合物は二通りありまして一を猛汞或は昇汞と申し一を甘汞と申します其中昇汞は大毒にして甘汞は左程毒ではありません然しながら孰れも多量を使用するは危險であります

急性の水銀中毒は口中に焮衝を起しまして臭氣を發し唾液の分泌を增加致し齒は齲を生じ唾液腺も侵されまして終には骨まで變化を及ぼすに至ります又消化器中傷を侵し疝痛下痢を發し痢急後重があります大便は粘液を增し液体狀となり終に血液や腸の細胞を混じ來ります之れがために患者は衰弱に陷りまして斃るゝヿがあります

慢性の中毒は消化が不良となりまして下痢又は頑固なる便秘を爲しまして衰弱を起し口中より臭氣ある液を分泌し又神經系統を襲ひまして容易く怒り或は泣き睡眠不充分となり心臟に動氣を覺へ又は頭或は手に振顫を起します

◉失神の際の處置

失神とは人の知覺を失ひ身体の隨意運動の絕へたる有樣を申しまして種々の狀態例へは窒息等の結果となりまして來るものであります其原因は概ね次の如し

第一、腦の損傷、之は頭蓋骨の折れたると折れざるとに拘はらず失神を起します

第二、卒中、癲癇等の腦の疾患に因ても然り

第三、モルヒ子、アルコール、エーテル、クロヽフォルム、阿片等に由る中毒

第四、昏倒、之は恐怖、疼痛、衰弱失血等に由

る心臟痲痺の為めに起します
失神に陷りましたる際には醫士の來るに先ちまして施しまする處置を申しますれは
第一失神は如何なる誘因にて起りたるものかを察知しまするヿ肝要であります例へは高き處より墜落してなりしものか或は打撲が誘因となりましたるか等であります
第二其身体の位置や其周圍を熟視するヿでありますす之は後ちになりまして屢々裁判上に入用のヿがあります
第三失神者の呼吸に揮發臭を發散しまするや否やを撿するヿであります此臭氣に由りまして如何なる物質にて沈醉しましたるかを辯知するをうるヿがあります
第四頸部を纏絡したる頸卷、襟飾、鈕等を除き去るヿであります何となれば之れが為めに頭部より血液の心臟に歸流するを妨けらるゝヿがあります
第五新鮮なる空氣をして患者の周圍に自在に進入せしむるヿ必要であります故に無用の傍觀者は悉皆其處より立ち去らしむるやうになさいまし
第六身躰は仰臥に致しまして顏面蒼白でありますときは頭部を低くなし血液の頭部に進入するやうに為すべし之れに反して顏面紅色をなし居りますれば頭部を高處に安置し又嘔吐を始むる場合には頭部を直ちに側方に向けて吐物を氣管に入れざるやうに注意ありたし
第七失神者にして癲癇狀の發作を起しますれば四肢を搐動致し全身は痙攣を發し顏面は紅色を

呈しまして泡沫を口頭に吐き出し舌を齒間に緊縮する際には痙攣狀の運動を防ぎまするか時に依りては其儘に放置致しますかの二通りであります何とあれば手を附けたる爲めに其痙攣を反つて不良になす憂わりますればなり故に傍らに居らるゝ人は單に病人自らの損傷するを防ぐとか肝要でわります即ち頭と首の下に軟き枕を置き齒間にも軟き拭巾の如きものを展敷して舌を嚙ますやうに防ぎ安靜にしまして發作の經過し去るを待つやうになるべし

第八病人の口と鼻の前に鏡を翳しましても曇を生せず又鳥の羽を貼りまするも顫動しませぬは呼吸のあきためでわります故に速に人工呼吸法を行あはるべし人工呼吸法は次に申し上げます第丸出來ますれば成るべく速かに醫療を受くるか或は其近傍にあまする病院に送致せらるべし

人工呼吸法

人工呼吸法の目的は胸部を交る〳〵擴張し又は收縮して肺中に新鮮い空氣を進入せしむるにあるなり此法を行ふに種々ありと雖も最良にして普通行ふべき法は假ば死者を平かに仰臥せしめ肩の下に衣服等を集て少しく高く臺となし術者は假に死者の頭邊に坐し患者の兩手を肘の處にて握り之を靜かに上に眞直に擧げ頭部を越ゆるに至り殆んと二秒時間を經て其手を腹側に送り又二秒時間胸部の側面に對して壓迫すべし此方法を繰返し幾度も行へは患者の顏面蒼白なるものが漸次紅色となり終に蘇生するに至るべし之れ手を上に擧ぐれば胸廓は擴張せられて空氣は肺中に入り手を下に腹側を壓迫すれば肺中の空氣は再び驅逐せらるゝを以て

自然呼吸を促すの理なり其他の法は玆に贅せず

◉歯牙の養生

余は幼時より歯を患ふること甚しく其治療を受けたる爲め屢々歯醫を訪問し其際歯牙の衛生に就き注意を教示せられたるを想ひ起したるまゝ玆に記して高覧に供せんとす

歯牙の保護は其掃除を怠らざるを以て第一となすは勿論なり之は各人能く知ることと信ず故に各朝並に毎夜褥に入らんとする前必ず歯刷に良き歯磨粉を附し全歯の内外及び咀嚼面を丁寧に磨くべし歯刷は其毛軟かに過ぐれば汚垢を去り難く硬きに過ぐれば歯の質を害す宜しく中性のものを撰むべし而して歯の左の側を磨き次に歯刷を持ち易へ右側の歯を平等に磨くべし一方のみを強く磨くは歯の磨滅することあれば注意すべし歯刷の歯齦に與ふる適度の刺戟は其血行を盛にし歯齦の健康を保つの効ある者なり又歯刷の把柄は竹或は鯨骨製のものより骨製のものを良とす何となれば前者は彈力を有するために磨く際に逸脱して歯齦を傷害することあり又日本楊枝は齦肉を壓迫して歯牙を動揺せしむるの恐あり、食後には必ず小楊枝を以て食滓の歯間並に凹みに殘るものを除き温水の含嗽をなすべし若し渣滓の永く殘てるときは分解して歯質を腐蝕し齲歯を生ず

飲食物の禁忌すべきものは硬き物、粘る物、過冷并に過熱の物なり硬きものを咬み砕くとき屢々歯皮を損し其部分より腐蝕を起し歯体を裂き冷熱物を直接に歯髄に感せしめ終に歯の死壊を來たすか或は歯根を包みたる歯根骨膜の炎症を誘發することあり又飴、錫の如き粘りたる或は彈力あるもの

を食すれば永く齒面に膠着し又は齒間に殘留するが爲めに分解して齲齒の原因をなす又寒冷物を食するの後溫熱物を取るときは齒皮を毀損す齒皮は恰も薄き硝子の如きものなればなり其中熱き食物は齒齦を荒蕪すること甚しとす其他酸類、糖類の食物も亦害を及ぼすことは諸人能く知る所のことなり之れ齒は土質より成れるもの故に酸類の爲め其組織溶解せられ又糖類は他の食物より酸化すること速かなりとす然しながら平常用ふる食物中酸類又は糖類のもの多く決して之れの食用を禁ずること能はざれば假令之れを食するも直ちに溫水を以て口中を淸淨ならしむべし

齲齒は口內諸病中其首たる疾患にして各人口を開けば必ず多少之れを有せざるは殆んど稀れなり何となれば此疾患は齒の缺損部、凹窩面、齒間部に食物の渣滓殘留して分解し齒質を溶解するに因て起り或は酸性唾液の化學的作用に由て齒皮を侵すに因る若し之れを等閑に付し置けば咀嚼不充分となり食物不消化なるを以て全身に大害を來たす故に之を妨く術を知らざるべからず

第一、熱性病を患ひ又は妊娠中は齒牙の營養衰弱を來たす

第二、口中唾液の變性せる者及び水銀劑の如き藥品の害を被りなるとき此第一第二の場合に於ては殊に齒牙を淸潔にするに在り且常に石灰水或は重曹水にて含嗽すべし

第三、齒牙の排成不良なるものは食片の渣滓分解するために腐融し易く又齒牙に缺損を生ずるものは速かに充塡を爲さしむべし且つ平常能く掃除を勤むべし

第四、亂排齒は平常食后に掃除すべし

第五、齒牙の交換期に注意を誤まるときは乳齒(小兒のときの齒)と永久齒と錯亂して並列せるを以て乳齒の腐融永久齒に傳染するの憂あり速かに乳齒の腐蝕を充塡せしむべし

◎慈母の哺乳障碍

凡そ嬰兒の榮養物と申しまするものは其慈母の乳汁に越すものはありませぬが其母の体質若くは其疾病等の關係に由りまして分泌致しまする乳汁の性質善良でなきか或は其量の不足である時は已むをえず其母の哺乳を止めまして適當なる乳母の乳汁を以てこれに代らする必要ありまするも其他の場合にて嬰兒に乳母の乳汁を與へまするとは實に慈愛撫育の德心に戻りその上衛生の害を免れませぬ所爲でありますれば此事は嚴く禁せねばなりませぬ然らば母体に如何なる景況ありまする時は哺乳を禁せねばならぬかの問題を知り置きなさるゝことは甚だ緊要でありますが何となりますれば此事は啻に小兒を不健康に致しまするのみでなく終には夭折の不幸に至らすものであります

産婦にて全く乳汁を分泌せられざる方は甚だ稀れでありまするが其乳量極めて少く乳兒の榮養に足りませぬは屢々見聞する所でありますが此の如き人にては其乳汁の性質の善惡に拘らず他の乳房に賴らねばなりませぬ何となりますれば憖に人工食を與へまして其母の乳汁の不足を補ふやうなるとは甚だ嫌ふ所でありますが又乳頭の高く突出せず乳兒の吮むとの出來ませぬ者或は乳房の疾患即ち乳癌等の存しまする人は皆哺乳を止めねばなりませぬ。

大日本婦人衛生會記事

◎新潟支會一周年會

◎五月例會　五月一日午后一時より麹町區内山下町華族會館に於て開會す會するもの四十餘名醫學博士中濱東一郎君には煖室の法及朝鮮のオンドルに就き講演せられ右終り四時半過る頃散會せり

新潟支會記事

四月十一日正午より第十一回婦人衛生會を西堀通七番丁勝念寺に開く出席會員五十六名あり本月は當支會開設より恰も一周年に相當するを以て杉本副會長は祝辭を朗讀せられ次て池原高橋兩講師の講演あり又會長淺田みね子は廣島縣に副會長杉本かの子は大分縣に近々出立轉住せらるゝことなりしにより送別の爲に講師及會員一同本日同場に於て撮影し之を會長及び副會長に一葉宛贈呈するととせり撮影終りて會員一同に茶菓を饗し退散せしは午後五時なり因に記す同支會の費用を以て同市内貧民に種痘施行券を配付し本年三月十二日より廿日間を限り新潟病院若杉病院田代醫院の三所に於て施行せしに種痘依賴者百二十二名ありき尚此日講師の講演は左の如し

第一席　高橋辰五郎氏は産科につき穿顱術及ひ人工早産術の話をなし又穿顱術により分娩せし赤兒を會員に示されたり

第二席　池原醫學士は看護婦の撰び方（前回の續き）を講述せられたり

◎新潟支會講演は紙面限りあるを以て次號に掲ぐ

廣告

◎入會者

◎新潟支會へ申込に依り

新潟市白山浦一町目十五番戸町田方

深川つる子

廣告

新潟市南濱通十三番戸　金井そめ子

◉小林てる子の紹介に依り
羽後國秋田縣平鹿郡角間川町二百六番地　鎌田德子

◉高梨稙子の紹介に依り
相州藤澤大坂町字大久保　梶瀧子

◉濱尾作子の紹介に依り
麴町區中六番町七番地　岡田せい子

◉栗塚りやう子の紹介に依り
麴町區上二番町七十二番地　塩田てる子

◉青木すゞ子の紹介に依り
淺草區田町壹丁目九番地　栗田福子

◉事務所へ申込に依り
本郷區元町二丁目四十七番地　在原とみ子
仝　杉尾つる子
本郷區第一醫院　中島いの子

◉松岡光子の紹介に依り
四谷本村町三十番地　高野とみ子

◉鈴木まさ子の紹介に依り
神田區三崎町一丁目十番地　大西よし子

◉藤本まさ子の紹介に依り
本郷區三組町八十九番地　荒巻りう子

◉北澤信子の紹介に依り
麴町區飯田町六丁目赤十字社內　川村茂登子
麴町區上二番町　櫻井鎌子

◉青木すゞ子の紹介に依り
神田區連雀町拾八番地小林かね方　伊藤けい子

◉秋元みち子の紹介に依り
日本赤十字社病院內　大島薫子
高木梅子
瀧澤陸子

◉事務所へ申込に依り
神田區和泉町第二醫院　關てい子

◉宇敷敎子の紹介に依り
廣島縣下呉和庄町千四百四十九番屋敷　山崎富志子

◉前本豊子の紹介子に依り
赤坂區氷川町七番地　小坂みさ子

下澁谷村赤十字社病院内 藤谷錠子
仝 萩田烈子
仝 瀧默子
仝 松永常子
仝 松江秀子

◎宮本幾子の紹介に依り
下谷區上根岸町十三番地字中道 藤田類子

◎轉居者

麴町區下六番町四十四深堀方へ 柳川基礎子
麴町區平河町六丁目廿六番地へ 原美都子
麴町區富士見町四丁目一番地へ 佐々木梅子
麴町區内幸町貴族院官舍へ 近衛もと子
本郷區西片町十番地は五號へ 横河下枝子
上駒込村二百三十三番地佐藤方へ 眞水さだ子
赤坂區氷川町二十四番地へ 石河里子
麴町區元園町二丁目五番地へ 近藤幸子
芝區西久保巴町廿四番地へ 石黒よし子
相州横須賀子の神山官舍甲第八號へ 清水富喜子
芝區公園地第十三號二一へ 湯地照子
京橋區築地二丁目二十番地へ 澤邊れん子
麴町區上六番町二十六地へ 福田きね子
本郷區湯島三組町八十九番地へ 藤本まさ子
芝區高輪臺町一丁目二十三番地鷹見方へ 横山しん子
赤坂區青山南町二丁目六十五番地へ 椿隆子
台灣台北城内北門街日本物産合資會社内へ 石堂みち子
千葉縣千葉町寒川九百九十番地へ 川崎勇子
相州三浦郡逗子九百六十五番地へ 内田芳子

地方會員方へ廣告

地方會員にして**會費金未納**の御方は至急本會事務所（東京下谷區練塀町四十三番地）宛神田區佐久間町爲替取扱所振込にて御送附被成下度奉願候也

◎正誤

前號雜誌轉居の部へ（四谷區本村木町三十番地高野方へ松岡光子）とあるは入會者の部へ松岡光子紹介に依り（四谷區本村木町三十番地高野とみ子）の誤り

大日本婦人衛生會

私立大日本婦人衛生會規則

第一條 凡本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持するの方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ隨て社會全般の幸福を增進するにあり

第二條 本會は私立大日本婦人衛生會と稱し之を東京に置く

第三條 本會の會員たらんと欲する者は身分の尊卑を問はず何人にても入會することを得

第四條 會員たらんと欲する者は族籍住所姓名を記し本會事務所へ申込わる可し

但事務所は下谷區練塀町四十三番地に置く

第五條 本會々員を分て修身會員特別會員通常會員の三類とし共に會費金を納むる者とす

但終身會員は一時に金拾圓以上を納め特別會員は一年金二圓四拾錢以上を納め通常會員は同金壹圓二拾錢を納むる者とす尤も會員中書生及其他事故ある者は唯雜誌料として同六拾錢を納めしむ

第六條 男子にして本會の主義を賛成する者は之を賛成員とす尤も會費は本會員に同し

但本會に功勞ある者は役員の協議を以て終身賛成會員(無會費)とすることある可し

第七條 本會に推戴員を置き其中より總裁一名を奉す推戴員は皇族の御息所等に之を申請するものとす

第八條 本會は左の役員を置く 會長一名 副會長一名 幹事七名 評議員二十名 書記若干名

第九條 會長副會長及幹事評議員は會員の投票を以て之を撰擧し書記は幹事の推撰により會長之を命ず

但書記は都合により會員外の婦人又は男子に托することあるべし

第十條 會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し又は其代理をなし幹事は會長の命を受けて會務を處理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命に從て諸記錄及雜務を掌る

但幹事の分課を設けて 第一 會計 第二 編輯出版 第三 庶務とす

第十一條 會長の見込を以て右役員外に會員中より臨時に指名委員を置くことあるべし

第十二條 會長副會長及幹事評議員の任期は一年とす尤も再撰するも妨げなし

第十三條 會長副會長及幹事評議員は無給料とし書記は相當の報酬を給す

第十四條 本會の集會は七月八月を除くの外每月一回として通常第一土曜日午後一時より之を開く

第十五條 每會學識經驗ある者を聘し講義演説を囑し本會々員の演説と共に之を筆記して本會雜誌に掲載し每月各一冊つゝ無代價にて之を會員に頒付するものとす

但し演説の間に談話を交ゆる事あるべし

第十六條 本會々員は家族の婦女子又は知己の婦人を本會々場に誘致して傍聽せしむることを得

第十七條 講義演説の際男子の傍聽を禁ず

但會員に緣故ある男子は此限にあらず

第十八條 本會の所有金は本會の名義を以て三井銀行に預くるものとす

但些少の金額は日々の費用支出の爲め事

Digitized by Google
Original from UNIVERSITY OF MICHIGAN

明治二十一年二月二十八日内務省許可

務所に引出置を得
第十九條 會計の收支は總て會計課幹事の撿印を要す
第二十條 會員又は會員外より金圓若くは書籍物品等を寄贈あるときは本會より謝狀を送り且寄贈の品目及其人の姓名を本會雜誌に載せ報告するものとす
第廿一條 會費は郵便小爲換にて東京下谷郵便局へ向け振出しある可し
但不得止場合には郵便劵を代用するも妨けなし尤も一割增とす
第廿二條 入會員には會員證を附與すべきに付郵便にて申込の者は郵便劵二錢を添ふ可し
第廿三條 毎年三月九月の總會に於て會計の收支庶務の概略幷に會員の增減等を報告す可し且規則改正の案あれば之を議定するものとす尤も議定は總て多數決とし可否半數なるときは會長之を決す
但至急規則の改正を要する事あるときは豫め會員に報して臨時に之を爲すことを得
第廿四條 三月の總會に於て役員の撰擧をなすものとす
第廿五條 規則の範圍内に於て役員の評議を以て
會 細則を設くることを得
第廿六條 各地方にて發起者十人以上ある者は支を設くることを得
但其規則は本會の規則に抵觸せざる樣起草し本會役員の認可を經へし
第廿七條 本會の集會場は時々報知する者とす
第廿八條 會費金は受領證を付與すべし尤も小爲替又は郵便劵にて納むる者は右受領證遞送費として郵劵二錢を添ふべし然らざれば受領證は送付せざるものとす

明治二十五年九月
東京下谷區練塀町四十三番地
私立 大日本婦人衛生會

小兒科診察

ヂフテリー 血清治療
乳母の撿査

牛込白銀町二十番地 長塚玄春
小石川表町五十九番地 渡邊眞
神田錦町三丁目四番地 小原頼之
牛込南町三十三番地 宍倉織造

明治三十年五月十八日印刷
明治三十年五月二十日發行

發行所 東京下谷區練塀町四十三番地 大日本私立婦人衛生會
編輯兼發行者 東京牛込區矢來町三番地 田中徳三郎
印刷者 同 神田區小柳町十三番地 小高良造
印刷所 同 神田旅籠町貳丁目拾一番地 廣業館

明治廿六年四月四日遞信省認可毎月二十日發行

（定價金拾錢）